

制定 平成13年1月1日
一部改正 平成29年4月1日

東京大学ハラスメント予防担当者連絡会議規則

(設置)

第1条 東京大学に、東京大学ハラスメント予防担当者連絡会議（以下「予防担当者連絡会議」という。）を置く。

(任務)

第2条 予防担当者連絡会議は、東京大学ハラスメント予防担当者間の連絡調整を行う。

(組織)

第3条 予防担当者連絡会議は、委員長及び委員をもって組織する。

(委員長)

第4条 委員長は、東京大学ハラスメント相談所（以下「相談所」という。）の所長をもって充てる。

2 委員長は、予防担当者連絡会議を招集し、会務を総括する。

3 委員長に事故あるときには、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(委員)

第5条 委員は、次の各号に掲げる者に総長が委嘱する。

- (1) 相談所相談員
- (2) 学生相談所長
- (3) 精神保健支援室長
- (4) 各部局で選ばれた予防担当者の代表者 各1名
- (5) 総長が必要と認める本学の教員 男女各若干名

(任期)

第6条 前条第1項第5号に定める委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

(相談者に対する遵守事項)

第7条 第5条第2号から第4号までの各委員は、予防担当者が東京大学ハラスメント予防担当者設置要項2条に定める任務を遂行するにあたり、次の各号に掲げる事項を遵守するよう予防担当者を指導しなければならない。

- (1) 相談者の名誉、プライバシーその他の人格権を侵害することのないよう慎重に対処すること。
- (2) 相談者の意向をできる限り尊重するよう留意すること。

(委員長及び委員の義務)

第8条 委員長及び委員は、任期中及び任期後において、その職務上知り得た秘密を漏らし
てはならない。

2 委員長及び委員は、関係者の名誉、プライバシーその他の人格権を侵害することのない
よう、慎重に行動しなければならない。

(庶務)

第9条 予防担当者連絡会議の庶務は、本部関連課の協力を得て本部労務・勤務環境課にお
いて処理する。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、予防担当者連絡会議の運営に関し必要な事項は、
予防担当者連絡会議の定めるところによる。

附 則

この規則は、平成13年1月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年6月9日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年10月25日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。